

目次

第1章	総則（第1条～第6条）
第2章	人事
第1節	採用（第7条～第9条）
第2節	昇格・降格（第10条～第11条）
第3節	異動（第12条～第14条）
第4節	休職（第15条～第20条）
第5節	退職・解雇（第21条～第30条）
第3章	給与
第1節	給与（第31条）
第2節	退職手当（第32条）
第4章	服務
第1節	職員の責務・遵守事項（第33条～第39条）
第2節	兼業（第40条～第41条）
第5章	勤務時間、休日・休暇、休業等
第1節	勤務時間（第42条～第54条）
第2節	休暇等（第55条～第63条）
第3節	休業（第64条～第65条）
第6章	研修（第66条）
第7章	表彰及び懲戒（第67条～第71条）
第8章	安全・衛生及び災害補償等（第72条～第80条）
第9章	雑則（第81条）
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人福井大学（以下「大学」という。）に勤務する職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(略)

(定年)

第23条 職員の定年は、次のとおりとする。

一 教育職員（附属学校副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。） 65歳

二 一以外の職員 60歳

2 定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

（無期雇用契約へ転換した職員の定年）

第23条の2 労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない雇用契約へ転換した職員（以下「無期雇用契約転換職員」という。）の定年は、次のとおりとする。

一 教育職員（附属学校副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。） 65歳

二 一以外の職員 60歳

2 無期雇用契約転換職員が前項の定年に達したときは、当該定年に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

3 第1項の定年に達した日以後に無期雇用契約転換職員となった者については、無期雇用契約転換職員となった日を当該定年に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

（定年による退職の特例）

第24条 学長は、第23条の規定にかかわらず、その職員（教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手は除く）の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲で定年退職日を延長することができる。

2 前項の規定による定年退職日の延長は、3年を超えない範囲で更新することができる。

(略)

(白 紙 ペ ー ジ)

履修モデル（1）メーカー（東南アジアでの初の事業展開を検討中）の派遣従業員

【国際地域マネジメント研究科国際地域マネジメント専攻】

科目区分	1年次前期	夏季	1年次後期	春季	2年次前期	夏季	2年次後期
ベーシック	海外事情研究 I 国際関係論 地域産業論 経営戦略論		海外事情研究 II マーケティング論 I データ分析手法				
アドバンス 〔企画・交渉力に 関する分野〕		事業デザイン論 (集中)			海外事業実践論		
アドバンス 〔個別課題に 関する分野〕				東南アジアビ ジネス事情 (集中)	企業会計・財務・ データ分析 国際ビジネスリスク 論		
語学	English com I English R/W I		English com II English R/W II				
ワークショップ				事業課題ワー クショップ (集中)			
海外実地研修	プレ海外研修		(研修先の決定)		(研修計画の作成)		海外実地研修 A (バンコク) (成果報告)
最終報告書							最終報告書 (公開発表・審査)

研修計画：タイでの新規立地のためのフイジービリティ調査

最終報告書テーマ：東南アジアでの事業起ち上げに必要な
マネジメント事例の研究

履修モデル（２）自治体（インバウンドの拡大策を検討）の派遣職員

【国際地域マネジメント研究科国際地域マネジメント専攻】

科目区分	1年次前期	夏季	1年次後期	春季	2年次前期	夏季	2年次後期
ベーシック	海外事情研究Ⅰ 国際関係論 地域産業論 経営戦略論		海外事情研究Ⅱ マーケティングⅠ データ分析手法				
アドバンス 〔企画・交渉力に 関する分野〕		事業デザイン論 (集中)			海外事業実践論		
アドバンス 〔個別課題に 関する分野〕			国際交渉研究		まちづくり・観光マ ネジメント論	移民問題 (集中)	
語学	English com I English R/W I		English com II English R/W II				
ワークショップ				事業課題ワー クショップ (集中)			
海外実地研修	プレ海外研修		(研修先の決定)		(研修計画の作成)		海外実地研修A (バンコク) (成果報告)
最終報告書							最終報告書 (公開発表・審査)

研修計画：タイにおける旅行会社の日本旅行ツアー商品の現状

最終報告書テーマ：東南アジアからのインバウンド誘致のための
自治体施策の提案

福井大学学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域
倫理審査委員会要項

平成 28 年 7 月 8 日
教育・人文社会系部門長裁定

(趣旨)

第 1 この要項は、福井大学に所属する教職員及び学生（以下「教職員等」という）が、人間を対象として行う研究（実験、調査、検査、面談や指導・訓練等の実践活動を含む）のうち、とくに学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域（以下「本領域」という。）が中心となるものに関して、以下のような倫理的及び社会的諸問題の対処に関わる基本原則、審議組織等を定めるものである。

- (1) 対象となる協力者の人権に対する配慮（協力者への負担・苦痛の回避、協力者に生じる不利益及び危険性に対する配慮、個人情報保護等）
- (2) 協力者に対する同意の確認
- (3) 研究結果の公表及び所属する学会等の倫理規定等の遵守
- (4) その他の倫理的な配慮

(設置)

第 2 本領域に、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事項)

第 3 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究倫理の在り方に関する基本的事項の調査・検討
- (2) 教職員等が企画する研究等の可否に係る審査
- (3) その他研究倫理に関して必要な事項

(組織)

第 4 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 領域長が指名する本領域所属の教授 | 1 名 |
| (2) 領域長が指名する本領域所属の准教授及び講師 | 各 2 名 |
| (3) その他領域長が必要と認めた者 | |

(任期)

第 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 委員会に委員長を置き、第 4 第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員は、本人が申請した実施計画等の審議に加わることはできない。

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、総務部国際地域学部支援室において処理する。

附 則

この要項は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

福井大学学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域の
倫理審査に関する要項

平成 28 年 7 月 8 日
教育・人文社会系部門長裁定

(趣旨)

第 1 福井大学に所属する教職員及び学生が、人間を対象として行う研究（実験、調査、検査、面談や指導・訓練等の実践活動を含む。）のうち、学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域（以下「本領域」という。）が中心となるものについては、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域倫理審査委員会要項に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(審査手続)

第 2 審査を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式 1 による倫理審査申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ、総合グローバル領域長（以下「領域長」という。）に提出するものとする。

2 領域長は、申請者から申請書を受理したときは、福井大学学術研究院教育・人文社会系部門総合グローバル領域倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を付託する。

(審査基準)

第 3 委員会は、申請があった研究について、倫理的な観点から審査する。

2 審査に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 対象となる協力者の人権に対する配慮（協力者への負担・苦痛の回避、協力者に生じる不利益及び危険性に対する配慮、個人情報保護等）
- (2) 協力者に対する同意の確認
- (3) 研究結果の公表及び所属する学会等の倫理規定等の遵守
- (4) その他の倫理的な配慮

(判定)

第 4 委員会の審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行うものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 審査対象外

(審査結果の通知)

第 5 委員会は、前条の判定結果を、申請者に通知するものとする。

2 委員会は、審査結果が第 4 第 2 号から第 5 号のいずれかに該当する場合は、その条件、勧告又は理由を付記しなければならない。

(再審査等)

第 6 審査結果が、第 4 第 2 号から第 4 号のいずれかに該当する場合は、申請者は、別紙様

式2によって、再審査を求めることができる。

2 再審査の要求があった場合、委員会はその内容等を審議し、結果を申請者に通知するものとする。

(研究計画の変更)

第7 申請者は、承認された研究計画を変更しようとするときは、速やかに別紙様式3による研究変更届を領域長に提出しなければならない。

2 領域長は、前項の提出があったときは委員会に審査を付託し、委員会は、当該変更に係わる研究計画について改めて審査を行うものとする。

(終了等の報告)

第8 申請者は、当該研究を終了したとき又はこれを中止したときは、別紙様式4による研究終了(中止)届を領域長に提出しなければならない。

(問題への対処)

第9 申請者は、承認された研究において、事故、倫理的及び社会的問題、研究の協力者からの苦情等が発生した場合には、速やかに別紙様式5による倫理的問題の発生報告書を領域長に提出しなければならない。

2 領域長は、前項の提出があったときは委員会に審査を付託し、委員会は、その内容を検討し、対応方法等について審議するものとする。

(記録等)

第10 委員会は、審査経過及び審査結果を記録として保存し、個人情報等で公開が不相当と認められるものを除き、請求に応じてその情報を公開するものとする。

附 則

この要項は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

大学院国際地域マネジメント研究科 院生研究室（イメージ図）



院生研究室として1室（23㎡）を整備。主な設備：テーブル，椅子，収納棚。

(白 紙 ペ ー ジ)

基礎となる学部との関係

「国際地域」の概念は学部と共通とするが、育成する対象や人材像、専門分野の関係から独立研究科とする。

育成する人材像

グローバル化の進展に関連して地域の企業や自治体が抱える諸課題の解決に挑戦する優れたマネジメント・リーダー

国際地域マネジメント研究科 国際地域マネジメント専攻

(本専門職大学院における教育)

- ・実務家教員を中心にした実践的な教育
 - ＜事例研究、現地調査、双方向の授業等＞
- ・企業等との協働による海外実地研修
- ・勤務しながらの学習への考慮
- ・教育課程連携協議会

主に社会人対象 のリカレント教育

(育成する専門性)

- ・国際的な視野の下で地域の下で地域の企業や自治体の取組みの方向性を提起し、牽引するマネジメント・リーダーシップ
- ・事業の企画・運営に必要な専門知識と情報収集、活用能力
- ・積極的に外国人との交渉を進めるために必要な、異文化受容性、コミュニケーション能力及びストレスコントロール力

(外部連携機関)

- ・海外展開企業、自治体の海外事務所
- ・ユネスコ、JICA、海外交流大学

＜主な学問分野＞

- ・政治学・社会学・歴史学および経営学を中心とする社会科学分野
- ・海外諸地域の文化・社会研究等の人文科学分野

共通する「国際地域」の概念

地域と世界とが相互に関連し影響し合うがゆえに、双方を切り離して捉えるのではなく一体化したものであるとして把握すべきという観点に基づくもの

育成する人材像

地域の創生を担い、グローバル化する社会の発展に寄与できる人材

国際地域学部 国際地域学科

(教育課程、履修方法の特徴)

- ・交換留学と英語を中心としたコミュニケーション能力の育成
- ・PBLを中心とした問題解決能力の育成
- ・グローバルアブローチと地域創生アブローチ

学生対象

(外部連携機関)

- ・福井県内の企業、地方自治体、団体
- ・海外交流大学

＜主な学問分野＞

- ・経営学・社会学等の社会科学系分野
- ・外国語、文化研究等の人文科学系分野

実務家教員 による新たな 専門分野

地域企業との 協働教育体制

(白 紙 ペ ー ジ)

専門職大学院の時間割(例)

入学前

▶ 講座開設による事前履修

社会人が働きながら学べるよう、平日夜間・土曜開講、集中開講等を行う。

在学中

1年次
前期
4月
-
7月
15週

1年次
後期
10月
-
1月
15週

2年次
前期
4月
-
7月
15週

2年次
後期

修了後

▶ 修了生及び派遣企業等に対するアフターケア

- 交流会
- 情報交換
- 連携事業

嶺南地域の大学院生は教員キャンパス等での履修も可(スカイプやテレビ会議システムを利用)

区分	月	火	水	木	金	土	日
1限目 8:45-10:15						【隔週】 経営戦略論	
2限目 10:30-12:00						【隔週】 経営戦略論	
3限目 13:00-14:30						【隔週】 国際関係論	
4限目 14:45-16:15						【隔週】 国際関係論	
5限目 16:30-18:00						※「事業デザイン論」は、夏季休業 期間中に土曜・集中講義	
6限目 18:00-19:30		English Communication I		English Reading/Writing I		※6月～7月頃、ブレ海外研修 (1週間程度)	
7限目 19:40-21:10							

区分	月	火	水	木	金	土	日
1限目 8:45-10:15						【隔週】 海外事情研究II	【隔週】 データ分析手法
2限目 10:30-12:00						【隔週】 海外事情研究II	【隔週】 データ分析手法
3限目 13:00-14:30						【隔週】 国際交渉研究	【隔週】 マーケティング論I
4限目 14:45-16:15						【隔週】 国際交渉研究	【隔週】 マーケティング論I
5限目 16:30-18:00							
6限目 18:00-19:30		English Communication II		English Reading/Writing II		※「東南アジアビジネス事情」は、夏季休業期間中に ワークショップは、春季休業期間中に 土曜・集中講義	
7限目 19:40-21:10				コミュニケーション/中国語			

区分	月	火	水	木	金	土	日
1限目 8:45-10:15						【隔週】 海外事業実論	【隔週】 企業会計・財務・ データ分析
2限目 10:30-12:00						【隔週】 海外事業実論	【隔週】 企業会計・財務・ データ分析
3限目 13:00-14:30						【隔週】 まちづくり・観光マ ネジメント論	【隔週】 地域の産業発展
4限目 14:45-16:15						【隔週】 まちづくり・観光マ ネジメント論	【隔週】 地域の産業発展
5限目 16:30-18:00							
6限目 18:00-19:30		Intercultural communication		地場産業の 海外展開		※「移民問題」は、夏季 休業期間中に土曜・集中講義	
7限目 19:40-21:10		国際ビジネス/スク論		マーケティング論II			

海外実地研修(1～6ヶ月)及び最終報告書作成